

議 第 2 号 議 案

高額療養費の自己負担上限額引上げの凍結を求める意見書の提出について

高額療養費の自己負担上限額引上げの凍結を求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年3月10日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 根 岸 操

賛成者 同 川 畑 勝 弘

同 伊勢田 幸 正

提 案 理 由

高額療養費の自己負担上限額引上げの凍結を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき国会及び政府に対して提出するため、この案を提出します。

高額療養費の自己負担上限額引上げの凍結を求める意見書

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々などにとって命綱であり、本来は制度の拡充を目指すべきである。

しかし、政府は、令和6年12月、高額療養費制度を見直し、令和7年8月から3回に分けて、自己負担の上限額を引き上げることを決定した。

自己負担上限額の引上げは、治療が長期にわたる患者やその家族に甚大な影響を及ぼす。今回の決定を受け、がんや難病の患者などの制度を利用する当事者の方々からは、「生活が成り立たなくなる」、「治療の継続を断念しなければならなくなる」といった悲痛な声が多く上がっている。

また、今回の決定は、命に関わる問題であるにもかかわらず、当事者の意見を聴かず、短期間で拙速に行われたものであり、プロセスも不適切であった。高額療養費制度を見直す際には、制度を利用している方々の生活実態の調査の実施、当事者や患者団体の意見の事前聴取という適正な手続を経るべきである。

石破首相は、自己負担上限額について、令和7年8月からの引上げを見送ることを表明したが、制度の在り方と併せて令和7年の秋までに検討し結論を出したいとしており、自己負担上限額の引上げについて完全に凍結したわけではない。

よって、富士見市議会は、国会及び政府に対し、当事者の方々の命と暮らしを守るため、今後も含め、高額療養費の自己負担上限額引上げを凍結するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
財務大臣	様
厚生労働大臣	様